

都道府県レクリエーション協会 事務局長 様

平素は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ庁より追加の情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。貴協会・貴団体におかれましても関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しくお願ひ申し上げます。

内容は下記の通りです。

(以下原文) =====

水際対策関係で、外務省の海外安全情報ページが最新の情報に更新されておりますので、ご参考までに共有させていただきます。少々長いですが、現時点でこれが一番網羅的に情報をまとめたページとなります。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C050.html

また、厚労省のQ&Aについても下記HPに掲載されております。この中の問4-2について、紹介させていただきます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

問4-2 →

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-2

入国時、空港等から待機場所（自宅や宿泊施設等）への移動について、使用可能な移動手段は自家用車やレンタカーであり公共交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船など）は使用しないこととされております。用意できていない場合は、用意できるまでの間、自身で空港周辺の宿泊施設等を確保する必要がありますが、この度、移動手段として借り上げハイヤーも一部使用可能ということで、基準を満たすハイヤーを調達できる会社が紹介されております。

これにより、どうしても日本に戻らないといけなが空港まで迎えに来てくれる家族もおらず、運転免許も持っていないという場合は、少々高くつくもののハイヤーという手段があることとなります。

関係団体等にて帰国予定者がいる場合には、

引き続き、十分ご留意いただきますよう、何卒よろしくお願ひします。

よろしくお願ひします。

都道府県レクリエーション協会 事務局長 様

平素は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ庁より追加の情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。

貴協会・貴団体におかれましても関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しく願い申し上げます。

内容は下記の通りです。=====

(以下原文)

4月20日、厚生労働省が作成した、各事業者において新型コロナウイルス感染症の拡大防止等にご活用いただけるよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」及び「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の対応ルール(例)」を周知させていただいたところです。

このたび、5月4日及び5月14日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、このたび厚生労働省から「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について更新したとのことで、各府省に対して周知依頼がまいりました。

項立てが大きく変更され、より具体的に記載されております。

ご参考として4月20日にお送りしましたメールを添付させていただきます。

各団体におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に本チェックリストをご活用いただけますよう、御参考までにお送りをさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(公財)日本レクリエーション協会

都道府県レクリエーション協会 事務局長 様

平素は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ庁より追加の情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。

貴協会・貴団体におかれましても関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

内容は下記の通りです。=====

(以下原文)

先般発出いたしました、『5月14日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更について、及びスポーツ庁ホームページにおけるスポーツ関係団体等のガイドラインの掲載(予定)について』(令和2年5月14日スポーツ庁政策課事務連絡)において、業種や施設の種別ごとのガイドラインについて、今後、スポーツ庁ホームページにおいて、作成主体となる関係団体等と相談しながら、スポーツ関係団体等のガイドラインを掲載していく予定でございます。準備が整いましたら、改めてご案内させていただきます。とお示していたところです。

今般、予告しておりました、各スポーツ関係団体等作成のガイドラインを掲載するスポーツ庁ホームページを以下リンクの通り作成いたしましたので、御参考までに周知をさせていただきます。

※「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

5月15日現時点では、

○スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開関係」のガイドライン

を掲載しておりますとともに、

○公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が連名でご作成されている「スポーツイベントの再開関係」のガイドライン

○公益社団法人日本プロサッカーリーグがご作成されている「Jリーグにおける新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン案」

について、それぞれが掲載されている団体のホームページのURLを御案内しております。

なお、掲載されているガイドラインについては、今後の知見の集積及び各地域の感染状況等を踏まえた更新があった場合、随時掲載内容も更新されることがあり得ることについて御留意をお願いします。また、本ホームページにおいては、スポーツ関係団体等が新たなガイドラインを策定した際には、作成主体となる関係団体等と相談しながら、今後も随時ガイドラインを追加する予定です。

また、文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00028.html)、内閣官房ホームページ(<https://corona.go.jp/>)においても、各関係団体等の、業種や施設の種別ごとのガイドラインが公表され、また随時更新されていく予定となっております。

各関係団体等にも御周知をいただき、また各関係団体等の取組にぜひともご活用いただけますようよろしくお願いいたします。

(公財)日本レクリエーション協会

都道府県レクリエーション協会 事務局長 様

平素は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ庁より追加の情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。

貴協会・貴団体におかれましても関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しく願い申し上げます。

内容は下記の通りです。=====

(以下原文)

昨日、第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型コロナウイルス感染症への水際対先の根本的強化に向けた新たな措置として、以下の項目が追加されましたため情報共有させていただきます。

○入国拒否対象地域の追加(法務省)

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下 13 か国の全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

(注)アゼルバイジャン、ウルグアイ、カザフスタン、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、コロンビア、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ、モルディブ

※本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で 100 か国・地域となります。

※実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象です

※5 月 16 日午前0時から当分の間実施

○検疫の強化(厚生労働省)

14 日以内に、上記の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR 検査の実施対象とする。

※実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象です

※5 月 16 日午前0時から当分の間実施

貴団体におかれましては、イベント・会議等の関係で、該当地域への渡航、該当地域からの帰国予定がありましたらご留意頂くとともに、

各加盟・関係団体等に対しても周知いただきますようお願いいたします。

官邸のホームページにも資料があがっておりますので、共有します。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

上記リンク先「第 34 回(令和 2 年 5 月 14 日開催)資料」の資料 4 です。(PDF の 45 ページ目です)

よろしく申し上げます。